

第2章

届出制度

1. 飼料安全法に基づく届出

〔法〕（製造業者等の届出）

第50条 第3条第1項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、政令で定めるところにより、その事業を開始する2週間前までに、農林水産大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 製造業者にあつては、当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地
- 三 販売業務を行う事業場及び当該飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2 第3条第1項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の販売業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、その事業を開始する2週間前までに、都道府県知事に前項各号（第二号を除く。）に掲げる事項を届け出なければならない。

3 新たに第3条第1項の規定により基準又は規格が定められたため前2項に規定する製造業者、輸入業者又は販売業者となった者は、その基準又は規格が定められた日から1月以内に、政令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつては第1項各号に掲げる事項を農林水産大臣に、販売業者にあつては前項に規定する事項を都道府県知事に届け出なければならない。

4 前3項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じたときは、政令で定めるところにより、その日から1月以内に、農林水産大臣又は都道府県知事にその

〔政令〕（都道府県知事の経由）

第8条 法第50条第1項、第3項又は第4項の規定により農林水産大臣に対してする届出は、当該届出をする者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

（1）飼料製造業者等の届出

飼料安全法では、第50条で届出が必要な業者を規定しています。届出が必要な業者は、飼料及び飼料添加物の「製造業者」、「輸入業者」、「販売業者」です。

1) 届出が必要な業者

- ・「飼料等」の製造、輸入又は販売の行為を、反復継続する意志を持って行う者。
- ・対価を得ず譲渡する場合であっても、不特定若しくは多数の者へ譲渡又は譲渡先でさらに他者へ販売若しくは譲渡する場合は、販売に含まれます。【法律第4条第1項】
- ・飼料添加物を小分け販売する場合は製造業者届が必要です。
- ・飼料を小分け販売する場合は販売業者届が必要です。
- ・仲介等をするだけで、「飼料等」を直接取り扱わないで販売行為を行っている場合でも販売業者に該当します。

2) 届出が必要でない業者

- ・販売を目的としない製造業者（自家配合の畜産農家、自家使用を目的として稲発酵粗飼料等を製造する畜産農家等）。
- ・田において自ら生産した農産物を原料又は材料として飼料を製造する製造業者

【届出義務の適用が除外される範囲】

- ① 田において自ら生産した農産物を原料又は材料として飼料を製造し、畜産農家に直接販売する耕種農家。
- ②①における「耕種農家」及び「畜産農家」には、個人、法人及び任意組織が含まれます。
- ③①における「飼料を製造し」とは、稲を発酵させるなど、飼料として用いるために農産物を配合し、又は加工することをいい、牧草やわらなどの農産物を単に乾燥するなどの行為は、「飼料を製造し」には含まれません。
- ④①における「畜産農家に直接販売する」場合には、農業協同組合などを介している場合も含まれます。

- ・自ら生産した農産物（稲わら、豆がら等を含む）を飼料として販売する販売業者（飼料会社等に販売する場合を含む）【施行規則第69条第2項】
ただし、届出自体は不要ですが、飼料安全法の規制（帳簿の備え付け等）は受けます。

3) 飼料製造管理者の設置

- ・抗菌性物質等を取り扱う飼料製造業者等は、飼料製造管理者を設置する必要があります。
【飼料製造管理者の設置が義務づけられている事業場】

	飼料製造事業場	飼料添加物製造事業場	自家配合農家
抗生物質、合成抗菌剤を含む飼料を製造する場合	必要	—	必要
インド産落花生油かす（特定飼料）を含む飼料を製造する場合	必要	—	必要
プロピオン酸、プロピオン酸Na、プロピオン酸Caを含む飼料を製造する場合	必要	—	不必要
尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料を製造する場合	必要	—	不必要
飼料添加物を製造する場合	—	必要	—

(2) 届出の種類

届出には以下の種類があります。

1) 業者届 (施行規則第68条別記様式第54号イ)

「製造業者等」が、新規に事業を開始する場合に届け出るものです。

- | | |
|-----------|--------------|
| ・ 飼料製造業者届 | ・ 飼料添加物製造業者届 |
| ・ 飼料輸入業者届 | ・ 飼料添加物輸入業者届 |
| ・ 飼料販売業者届 | ・ 飼料添加物販売業者届 |

2) 業者届出事項変更届 (施行規則第68条別記様式第54号ロ)

業者届の届出事項に変更を生じた場合に届け出るものです。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・ 飼料製造業者届出事項変更届 | ・ 飼料添加物製造業者届出事項変更届 |
| ・ 飼料輸入業者届出事項変更届 | ・ 飼料添加物輸入業者届出事項変更届 |
| ・ 飼料販売業者届出事項変更届 | ・ 飼料添加物販売業者届出事項変更届 |

3) 業者事業廃止届 (施行規則第68条別記様式第54号ハ)

業者届に係る事業を廃止した場合に届け出るものです。

- | | |
|---------------|------------------|
| ・ 飼料製造業者事業廃止届 | ・ 飼料添加物製造業者事業廃止届 |
| ・ 飼料輸入業者事業廃止届 | ・ 飼料添加物輸入業者事業廃止届 |
| ・ 飼料販売業者事業廃止届 | ・ 飼料添加物販売業者事業廃止届 |

(3) 届出の種類に伴う留意事項

- ・ 「飼料等」の「製造業者等」が飼料と飼料添加物の両方を製造する場合には、飼料製造業者届と飼料添加物製造業者届をそれぞれ別々に提出してください。

(輸入業者届及び販売業者届についても同様です。)

- ・ 「飼料等」を輸入し、これを用いて「飼料等」を製造(飼料添加物にあつては小分けを含む。)する者は、「飼料等」の輸入業者届と製造業者届を提出してください。
- ・ 様式は、岡山県のホームページから入手できます。

(岡山県畜産課アドレス <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/53/>)

2. 届出の宛先と提出期限

届出は、その種類によって宛先と提出期限が異なります。次表を参考にしてください。

届出の種類	製造業者届・輸入業者届	販売業者届
届出書の宛先	農林水産大臣	岡山県知事
提出部数	2部	2部
提出所の大きさ	A4	
提出期限	新規届	事業を開始する日から2週間前まで
	変更届	届出事項に変更が生じた日から1月以内
	廃止届	事業を廃止した日から1月以内

(1) 留意事項

- 届出は許認可とは異なりますので、受理されても許可証等は発行されません。
受付印を押印済の届出書の写しを返送することは可能です。
- 届出は押印あり・なし、どちらの届出をすることも可能です。

〈押印ありの場合〉

書類の差し替えをなるべく無くす為、届出の空白に捨印をいただくと助かります。

また、郵送で届出書を提出する場合には、連絡先のわかるもの（名刺等）を同封し、届出書類はコピー等の控えを取った上でご提出ください。

〈押印なしの場合〉

行政窓口と継続的にやりとりをする担当者を決めていただき、連絡先が分かるもの（名刺等）を送付してください。

また、届出の際には社内決裁をされている正式な提出であることをお伝えください。

- 届出書を提出した都道府県とは別の都道府県に製造事業場、販売事業場又は保管施設がある場合は、当該事業場等の所在地の知事（関係部課）に、提出した都道府県の受付印押印済の届出書の写し1部を送付してください。
- 受付印に付された番号は、県において届出を整理するために付した整理番号であり、許認可にかかる番号ではありません。

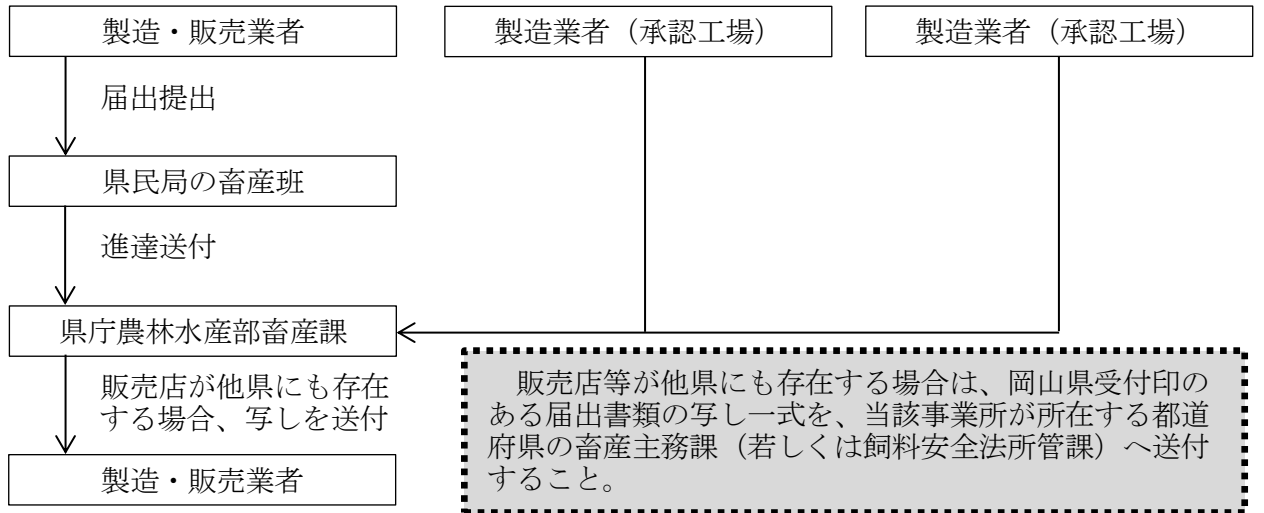
3. 届出の提出先

(1) 提出先

- ・ 飼料・飼料添加物製造業者（関税込率法による承認工場以外）、飼料・飼料添加物販売業者は主たる事務所の存在する市町村を管轄する、県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産班に提出してください。
- ・ 飼料・飼料添加物輸入業者、製造業者（関税込率法による承認工場）は県庁畜産課に提出してください。

県民局・県庁	住 所	管轄市町村
備前県民局		
畜産班 電話：086-233-9828 F A X：086-234-9064	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	岡山市、玉野市、瀬戸内市、備前市、 吉備中央町、赤磐市、和気町
備中県民局		
畜産第一班 電話：086-434-7033 F A X：086-425-4921	〒710-8530 倉敷市羽島1083	倉敷市、総社市、早島町、高梁市、 笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、 矢掛町
畜産第二班 電話：0867-72-9166 F A X：0867-72-9146	〒718-8550 新見市高尾2400	新見市
美作県民局		
畜産第一班 電話：0868-23-1310 F A X：0868-24-4962	〒708-8506 津山市山下53	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町、 美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村
畜産第二班 電話：0867-44-7564 F A X：0867-44-4754	〒717-8501 真庭市勝山591	真庭市、新庄村
県庁畜産課		
生産振興班 電話：086-226-7429 F A X：086-224-2155	〒700-8570 岡山市内山下2-4-6	関税込率法により税関長の承認を得た 飼料製造業者、飼料輸入業者

(2) 届出の流れ (岡山県の場合)



(3) 事業場が複数の県にある場合の届出の流れ (参考)

